

明治末期（一九〇七～一九一一年）における清国応聘 将校制度の衰微

楊 典 鏡

はじめに

「清国応聘将校」とは、一八九八年（明治三十一年）湖広総督張之洞（一八三七～一九〇九）の日本軍事顧問招聘を皮切りに、清国各省の総督または巡撫の招聘に応じて、当該各省の陸軍の軍事訓練・教育に携わっていた日本人軍事教官・顧問のことである。この日清間の招聘事業が盛んに行われた結果、日露戦争前後、直隸総督袁世凱（一八五九～一九一六）のもとで多くの日本人軍事顧問・教官は北京防衛の重任を担う北洋陸軍の創設や訓練などの仕事に精力を注ぐようになり、日清両国の軍事提携もこの時クライマックスに達したと言えよう。特に一九〇五年（明治三十八年）一〇月直隸省（河北省）の河間で行われた対ロシア野戦演習によって、日清間の軍事提携はついに軍事顧問団という緊密な協力関係にまで発展するに至ったのである。⁽²⁾

しかしながら、周知のように、日露戦争後、日清両国の外交関係は

悪化の一途をたどっていた。例えば、一九〇七年（明治四〇年）一月二五日に作成した山縣有朋（一八三八～一九二二）の「対清政策所見」では、「蓋し最近一兩年に於ける清國の外交政策は所謂對外硬の一點張りにして苟くも理の有る所は之れを争ふて止まざるは勿論便ち理の無き所に至りても亦頻りに我意を主張して敢て屈せざるの風あり」と指摘し、更に「我邦と清國とは滿洲に於て遂に調和すべからざる利害の衝突を惹起し或は干戈に訴へて其の解決を求めざる可らざるに至るやも亦未だ知る可らざるものあり」と述べている。⁽³⁾ これによると、当時緊迫した日清関係の一端が窺われる。

これまでの日露戦後の暗雲漂う日清関係に関する先行研究では、おおよそ滿洲問題を巡って検討が行われており、幾多の優れた業績が積み重ねられてきたので、ここで贅言する必要はなからう。⁽⁴⁾ にもかかわらず、近代日中軍事交流史の視点から、日露戦後の日本人軍事顧問・教官の招聘問題に焦点を当てた研究は皆無と言っても過言ではない。したがって、筆者は、明治末期（一九〇七～一九一一年）における清

国応聘將校制度を中心として、悪化しつつあった日清外交関係がこの制度における人事慣行の変容に、一体どのような影響をもたらしたのか、という問題について考察していきたい。

そして、上述の問題の考察を通じて、一九一五年（大正四年）一月に日本側が袁世凱政府に突き付けた、いわゆる「対華二一カ条要求」の中に、「支那國政府ハ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル政治、財政、軍事ニ關シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ必ず先ツ日本國ニ協議スヘキコトヲ約ス」⁽⁶⁾（第二号第六条）、及び「中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ備聘セシムルコト」⁽⁷⁾（第五号第一項）などの要求が盛り込まれている歴史的意義についても考えたい。

本稿は三章（それぞれ二節ずつ）からなっている。第一章では、日本人軍事顧問・教官が本務の傍ら、兼務として情報蒐集を行ったことについて触れながら、ある清国応聘軍事教官（川喜多大治郎）による軍機漏洩事件（川喜多事件）の発生に注目したい。第二章では、川喜多事件の余波として、日本人軍事顧問・教官や清国留日陸軍学生の軍機保護問題をめぐって、日清両国の外交関係に齟齬が生じた経緯を辿りつつ、これらの事件を契機とした清国応聘將校制度における人事慣行の変容（志願制から派遣制へと変貌）、及び派遣制の低迷について検討を加えたい。第三章では、明治末期における清国応聘將校制度の衰微について、日本側の原因だけでなく、清国側の原因も追究し、清國陸軍中枢部内の親独派の台頭によって、十数年にも及ぶこの制度が不振に陥ってしまうことについても分析を進めていきたい。さらに、その他の原因、例えば清国側の経費節約、官制改革、ないし自力更生などの方針によって軍事顧問・教官が解雇されていたことと、この制度の衰微との因果関係をも明らかにしたい。

最後に、「清国応聘將校」という用語について、敢えて一言してきたい。この用語は当時の日本陸軍で正式に用いられていたものだが、実際に清国側に招聘されていたのは將校に止まらず、多くの下士官もこの中に含まれていたのである。よって、本稿では「清国応聘將校」の代わりに、基本的には「日本人軍事顧問・教官」と称する。ただし、文脈等の関係上、特に制度に言及する際、「清国応聘將校」という表現を使っている箇所もあることから、予め断っておきたい。

第一章 清国応聘將校制度に影響を及ぼす川喜多事件

第一節 日本人軍事教官・顧問の情報蒐集

周知のごとく、日露戦争前後の数年間、日清関係はだいたい良好であったが、それ以後はしだいに悪化する一途を辿っていった。言うまでもなく、その主たる原因は、一九〇五（明治三八年）年九月のポーツマス条約、及び同年一二月の満洲に関する日清条約で入手した、南満洲における日本の既得権益を巡って、日清両国が展開する外交談判上の駆け引きによってもたらされた相互不信感にあったに違いない。当時清国の対日感情の慢性悪化は、必ずしも政府側のプロパガンダによるものとは限らない。なぜかという点、関東州租借地で暮らしていた人々も、日本の管理下に置かれた満鉄を利用していった人々も、新たに南満洲に君臨する日本の高圧的な統治を実感できたと思われるからである。当時袁世凱顧問の坂西利八郎（一八七〇～一九四七）の意見によると、日露戦後の日清関係悪化については、現地の満洲において、万事鷹揚なロシア人と異なって、日本軍はきびしく、些事にまで口を出し、直接仕事をやるだけでなく、日本商人も入り込むなど、満洲の

人々は以前ほど儲けられなくなった、ということが大きな原因であった⁽⁸⁾という。

次に掲げる史料は、一九〇七年（明治四〇年）五月一二日、清国駐屯軍司令官中村愛三が陸相寺内正毅（一八五二―一九一九）に提出した「駐屯軍報告第三五号」である。その中で、袁を始めとする清国当局者が満洲問題をめぐって日本に対して強い警戒心を抱いていたことが窺われる。

東三省経営ニ関シ徐世昌ト袁世凱トノ商議

本月四日東三省新総督徐世昌ハ下津直ニ総督衙門ニ入り即夜深更ニ至ルマテ袁総督密議ヲ凝ラシ其間陸軍部ノ鉄（良、筆者注）尚書、奉天ノ趙（爾巽、同）將軍、南洋大臣端方及在京ノ新巡撫唐（紹儀、奉天巡撫 筆者注）、段（芝貴、黒龍江巡撫 同）等ニ数多電報復往ヲナシ（中略）其談話ノ断片左ノ如シ

袁曰ク 日露両国ノ我ニ對スル露ハ極端ノ侵略ヲ方針トセシカ此ニ諸般ノ手段疎雑ニシテ小節ニ拘泥セス為メニ外ヨリ之ヲ見レハ直接我主權ヲ侵害スルコト尠カリシ反之日本ハ列国ノ嫌忌ヲ避ケンカ為メ東省ノ門戸開放領土保全ヲ標榜スルモ真意豫測スヘカラサルモノアリ其一事ヲ舉クル毎ニ我主權ト相容レサルコト多ク常ニ交渉ノ聲ヲ絶タサルナリ前者ハ固ヨリ畏レテ警メサルヘカラサルモ後者亦最モ憂フヘキモノナリ云々⁽⁹⁾

以上の袁の談話を吟味してみると、日本とロシア両国は共に満洲に対する野望を抱いていたものの、やはり日本側が「真意予測すべからざるものあり」と見なされ、ロシアと比べれば「我主權と相容れざる」と多く常に交渉の声を絶たざるなり」と指摘されたのである。故に、最後に「日本は最も憂うべき者なり」との結論が出された。

また、東三省総督たる徐世昌（一八五六―一九三九）も袁の意見に追随し、施政の視点から日本の企図について次のように述べている。

徐曰ク 日本ハ関東都督府ヲ置キ臺灣施政ノ方針ヲ其儘金州半島ニ移シ都督ハ軍務、行政、司法ノ諸權一切殆ント本国政府ノ掣肘ヲ受ケスシテ機宜ニ適スルノ施政ヲナシツ、アリト而シテ近來該半島ノ活潑大ニ舉リ（中略）其行政方針中日ノ長短ヲ取捨折衷シタリモノナルヲ以テ漸次秩序ヲ回復シ住民悦服セリト⁽¹⁰⁾

以上のように、徐は旅順・大連を中心とする関東州租借地の植民地台湾化を、強く危惧していたことがわかる。つまるところ、日露戦後の満洲問題を巡って、日清双方の対立は激しくなってきた、ついに相互不信の境地に陥ってしまったのである。

一方、この時期の日本人軍事顧問と教官たちにとって、変化しつつある日清関係が、彼らの従来の地位にどのような影響をもたらしたのであろうか。次に引用する史料は、一九〇七年（明治四〇年）三月二八日東京砲兵工廠提理西村精一から陸相寺内へ提出した文書である。内容は払い下げ兵器の視察と将来兵器売込みのために華南方面へ出張した、同工廠小銃製造所長南部麒次郎（一八六九―一九四九）が帰国後に提出した「南清視察報告」の一部である。

七、応聘文武官一般ノ状態及ヒ將來ニ於ル人撰^(マデ)上ノ注意

応聘文武官一般ノ状態ヲ単簡ニ觀察シタル処ニ由レハ深ク清人ノ信頼ヲ受ケ其内機ニ參與スル者ナク多クハ純粹ナル軍事学或ハ技術学ノ教官ニ止マルガ如シ故ニ内情通セス意見行ハレス未タ得意ノ順境ニ乘スルモノアルヲ見ス是レ最モ遺憾トスル所ナリ
元來清人ハ一旦信用スル時ハ総テハ機密ヲ打明ケテ相談スルノ風アル由ナレハ事ヲ成サント欲セハ先ツ有力者ノ裏門ヲ潜リ其内部

二 出入セザル可ラス之レガ為メニハ官等高カラザル者ニシテ交際術ニ巧ナル者ヲ撰定スルノ必要アリ官等高キ者ハ浅学無能ナル清人ノ使命スルヲ憚ル処応聘官モ亦其地位ヲ重ンジ進退輕捷ナラガ結果益々隔離ヲ生シ遂ニ敬遠策ニ懸ルノ風アリ（元武昌応聘武官タリシ小島歩兵少佐ハ能ク同地ノ最高武官ニシテ有力家タル張彪ニ取り入り機密ノ相談ニ參與シ日本兵器供給モ同人ノ力ニ由ルコト多カリシ由全人帰国ノ今日ハ内情全ク不明ノ由）応聘官ノ學術ニ至リテハ素ヨリ浅学ナル清人ヲ相手トスルコトナレハ第二第三ニ置クモ可ナリト思考ス¹¹⁾（後略）

以上、南部の觀察によると、日露戦後ほぼ二年後のその時、日本人軍事顧問と教官はしばらく傭聘され続けたが、戦争中に燃やしつゝあつたロシアへの敵愾心によつてもたらされた友好的ムードはもはやなくなつた。したがつて、応聘文武官吏の一般の状態について、「深く清人の信頼を受け其の内部機密に参与する者なく多くは純粹なる軍事或いは技術学の教官に止まるが如し」という情況に至つて、内情に通じたり、意見を行つたりできる軍事顧問と教官は実はそう多くはいなかつたようである。

このように、日本人軍事顧問・教官は清国から信頼が得られなくなり、彼らを通して情報蒐集を行うのは、益々困難になつてしまつた。よつていままでそうしてきた陸軍中央は別のルートを探さざるを得なくなつた。一九〇七年（明治四〇年）六月六日、参謀総長奥保鞏（一八四六〜一九三〇）が清国駐屯軍司令官中村愛三に次のような訓令を与えている。

訓令

一、将来の状勢ヲ慮リ目下ノ場合ニ於テ速ニ北清地方ノ地圖ヲ

調製スルノ必要ヲ認メ今回將校以下十一名ノ測量技術者ヲ貴軍司令部ニ附属セシメラル

二、貴官ハ此技術者ヲ基幹トシテ概ネ明治三十三年北清事變ノ際調製シタル五万分一迅速測圖ノ精度ヲ基準トシ該既測地域ニ連接シテ左ノ順序ニ從ヒ迅速測圖ヲ施行セシムヘシ（中略）其測地區域ハ既ニ別紙附圖ノ通り

第一、北京、山海関、大沽間ノ地域

第二、北京、保定、河間、大沽間ノ地域

第三、山海関、錦州間ノ地域

三、測圖施行ハ固ヨリ公然タル能ハサルヘク苟モ國際上ノ紛議ヲ醸成スルカ如キコトハ勉メテ之ヲ避ケサルヘカラス之カ為メニハ適宜ノ方法ヲ講シ常ニ清國當路者ノ意向ヲ洞察シ且ツ列國ノ注意ヲ喚起セサル如ク動作スルヲ要ス又在北京我公使及公使館附武官竝ニ在北清本邦傭聘將校ト絶ヘス連絡シテ其幫助ヲ受クヘシ¹²⁾（後略）

この史料から見ると、陸軍中央は北京近辺における交通の要地の地図測量工作を、北京駐在日本公使、公使館付武官及び「在北清本邦傭聘將校」、つまり軍事顧問・教官たちの協力の下で遂行するよう、清国駐屯軍司令部に命じていたことがわかる。軍事関連の情報蒐集が困難になりつつある中、その主役を務めるのは清国駐屯軍であり、軍事顧問・教官たちは脇役でしかないのである。

結局、清国側の反発によつて、このような地図測量工作は順調に進むことができなかつた。一九〇九年（明治四二年）六月一日、清国駐屯軍司令官阿部貞次郎は陸相寺内に、「當軍測圖実施方法變更ニ関スル件」と題する報告を提出し、この作業が遭遇した清国官憲の抗議

について、次のように述べている。

當軍今年度測圖ノ為メニ區隊ヲ以テ従来実施シ来リシ方法即チ名目ヲ遊歴及演習ニ借リテ各擔任測地ニ入ラシメ測圖作業ヲ実施セシメ居候処今回清國津海關道蔡ヨリ別紙寫シ(譯文)ノ如キ抗議申来候ニ付本職ハ之ニ對シ乙號ノ通り回答シ各測圖部隊ニ一先ツ北京ニ引上ケテ命候一昨年来當軍ニ於テ測圖ヲ実施セシ以來多少ノ抗議ヲ受ケツツアリ(中略)今回ノ抗議ノ如キハ曩キニ清國外務部ヨリ發セシ外國人ノ領土測圖ヲ嚴禁セヨトノ訓令ト多少教育ヲ受ケタル巡警等ノ誇大ナル報告トニヨリテ如斯情況ニ至リタルモノト被存候(後略)⁽¹³⁾

そして、この測量作業の難航に鑑み、今後駐屯軍が採るべき対応方法と実施手段の変更について、阿部は次のような意見を提出している。

以上ノ情況ナルヲ以テ之ヨリ北京及保定附近進入致候ヘハ益々地方官憲等ノ環視スル所トナリ必ス諸種ノ抗議ヲ申込ミ来リ遂ニハ國交關係ヲ生スル事ト可相成候斯クテハ到底従前ノ方法ヲ以テハ我目的ノ達成竟東ナクト被存候ニ付テハ將來ハ勢ヒ測圖手ヲシテ変装セシメ賣藥者等種々ノ方法ニヨリ單獨旅行者トナシ以テ純然タル秘密測量ヲナサシムル方針ニ有之候

右及報告候也⁽¹⁴⁾

つまり、地図測量作業を順調に進めるため、変装、一人旅などの隠蔽工作にそれぞれ工夫をこらす、ということである。こうして日清両方の互いの敵対意識が募るなか、遂に軍機保護問題をめぐって川喜多事件が発生してしまった。

第二節 軍機保護に関わる川喜多事件の発生

明治末期に発生した川喜多事件は、当時日清両国の猜疑し合う関係について具体的な例を示してくれるのみならず、その後の「清国応聘將校」制度における人事慣行の変容や全般的な運営不調にも、少なからぬ影響をもたらしたのである。よって、ここでは煩わしさを厭わずこの事件について述べていきたい。

川喜多大治郎(陸士七期、一八七六〜一九〇八)は三重県出身で、陸軍大学第一七期(一九〇三年、明治三六年卒業)砲兵大尉の官等で卒業した⁽¹⁵⁾。一九〇六年(明治三九年)四月に陸軍省軍務局付の身分として、六月に河北省(当時は直隸省)の保定に赴いて陸軍軍官学堂(北京陸軍大学の前身、総教官は寺西秀武⁽¹⁶⁾)の軍事教官を務めた。彼は張寿芝という清国人風の名前と変名し、弁髪を蓄えて、常に「支那服」を着用していたようである⁽¹⁷⁾。

いわゆる川喜多事件とは、一九〇八年(明治四十一年)八月一日、彼が軍機保護法違反の罪に問われ、清国駐屯軍憲兵隊の逮捕に遭った際、抜刀して抵抗したため、つい其の場で射殺された事件である⁽¹⁸⁾。同月、川喜多は罪跡明確のため、既に死去したにもかかわらず、免官・勲位功級剥奪という厳しい処分をも受けた。

さて、川喜多の軍機保護法違反の経緯について触れたい。事件は川喜多が清国に赴く前に、彼の広島湾要塞参謀兼副官在任中の時に遡らなければなるまい。次に掲げる史料は、一九〇八年(明治四十一年)七月二〇日、第五師団参謀長古海巖潮が参謀本部総務部長岡市之助(陸士旧四期、一八六〇〜一九一六)に提出した調査報告である。そのなかで、部内の機密図書が紛失したと川喜多との関係については、次のように記されている。

明治三十九年中廣島湾要塞司令部ニ於テ参謀本部發行ニ係ル秘密

圖書紛失ニ付取調ノ結果別紙ノ通ニ候条關係書類添付此段及報告候也

一、廣島灣要塞司令部保管ニ係ル秘密圖書紛失目録別紙ノ通り

四、搜索ノ手段、紛失ヲ發見スルト共ニ司令官ハ同要塞參謀桑田砲兵少佐及同副官柳井工兵大尉ヲシテ其捜査ニ努力セシメタリ其結果全年六月清國武備學堂ニ應聘シタル元要塞參謀砲兵大尉 河喜多大次郎^(マ)カ豫テ前記紛失ノ圖書ヲ使用シ窃ニ携行渡清シタルノ形跡ヲ認メタルヲ以テ一廣島憲兵隊長八代中佐ト内儀シ又憲兵隊長ヨリ河喜多大尉ノ現住地タリシ東京憲兵隊ニ内報シ各方面ヨリ協力捜査ヲ繼續シ以テ今日ニ及ヘリ⁽¹⁹⁾ (後略)

つまり、川喜多は廣島灣要塞司令部の機密圖書を密かに持ち出して清國に赴いたという疑いがもたれていたのである。

さらに、一九〇八年(明治四一年)七月三日、廣島憲兵隊長古賀要三郎から第五師団長木越安綱(陸士旧一期、一八五四〜一九三二)に提出した報告によれば、機密圖書紛失に関して川喜多に嫌疑がかかっていることは、なお一層明らかになってきた。

三、同断川喜多大尉カ清國ニ伴ヒ行キタル書生某ハ或ル日清國ニテ川喜多大尉ノ命ヲ受ケ數十冊ノ戰闘詳報ノ如キ書籍其他要務令勤務令ノ如キ小冊子ニ捺印シタル官印様ノ印ヲ磨リ消シタルコトアリ(其文字ハ廣島灣要塞司令部ノ官印ナリシヤ否ヤ詳ナラス)

四、同断川喜多大尉ハ廣島在勤中ハ負債アリテ蓄財ナカリシモ清國ヨリ歸朝後東京府下中野村ニ約千坪ノ地所ヲ有シ之ニ自己ノ住居ト貸家ヲ新築シ稍贅澤イ暮シ居レリ其資金ノ出所不明

六、石川大尉ヨリノ内報ニ川喜多大尉歸朝ノ際戰闘詳報又ハ諸勤務令或ハ士官學校ノ教科書様ノ書籍ヲ清國學生等ニ賣却シタル形跡アリ其一分ハ買取シ得ラル、見込アリト⁽²⁰⁾

先ほどの史料から、元來金銭の工面がつかなかった川喜多は、勤務先の清國保定から帰国後は一変して裕福になって、住居を手に入れたばかりでなく、貸家の持主にまで成り上がっていた。その資金の出所は不明だからこそ、川喜多の機密圖書売却の容疑が一向に晴れそうになかった。

そして、川喜多が機密圖書を持ち出したことを証明できる書類は遂に出てきた。一九〇八年(明治四一年)八月二日、すなわち川喜多は彼を逮捕しようとする憲兵に射殺された日の翌日、參謀本部付の身分として清國に派遣され、北京に駐在していた松井石根(陸士九期、一八七八〜一九四八)は、參本総務部長たる岡市之助に宛てた電報のなかで、次のように述べている。

參謀本部岡少将宛 在北京 松井大尉

川喜多大尉今一日當地ニテ我憲兵ノ手ニ逮捕セシモ逮捕ニ際シ極力抵抗シタルタメ遺憾ナガラ遂ニ之ヲ射殺セリ後チ檢察處充分ナルヲ得サルモ押収シ得タル我秘密書類及支那陸軍側トノ往復書類等ニ徴スルモ罪跡殆ント疑ナク官位勲等褫奪處分ヲ要スルモノト認ム遺骸ハ明日當地ニテ送葬シ遺骨所持品等凡テ追テ貴部ニ送附スル見込委細文⁽²¹⁾

右に引用した史料の「押収し得たる我秘密書類及び支那陸軍側との往復書類等」という記載に従えば、川喜多の軍機保護法違反は、清國陸軍側と関係があったことがわかる。また、同じ八月二日、陸相寺内から在清臨時代理公使阿部守太郎(一八七二〜一九一三)に宛てた電

報のなかに、

河⁽²¹⁾喜多休職砲兵大尉軍機保護法違反嫌疑トシテ八月一日北京憲兵派出所へ同行ヲ求メラレシ處同大尉ハ拔刀シ極力抵抗シタルタメ憲兵伍長ハ已ムヲ得ス之ヲ射殺シタリ其所持ニ係ル多数ノ秘密図書ヲ發見シタリト云フ猶本件ニ付捜査ハ繼續スヘキモ自然外國人又ハ外國官憲ニモ關係ヲ及ホスコトアルヘキニ付當該官ハ極メテ秘密ヲ守リツ、行動スヘキ旨訓令ヲ受ケ居レリ貴官モ右御會ノ上注意アリタシ⁽²²⁾

とあるように、陸軍中央は既にこの事件について「捜査は繼續すべきも自然外國人又は外國官憲にも關係を及ぼすことあるべき」だと知っており、よつて捜査に当たる官憲は「極めて秘密を守りつつ行動すべき」だと訓令を与えたのである。これによれば、日本の捜査に対する清国側の妨害を、極力避けようとする陸軍中央の意図を垣間見ることができよう。

では、川喜多事件と清国陸軍側とのあいだに、一体どのような繋がりがあつたのであろうか。次の史料は、この問題を解く重要な手がかりを与えてくれる。一九〇八年（明治四一年）八月七日、清国駐屯軍憲兵隊長那須太三郎が同駐屯軍司令官中村愛三に、「軍機保護法違反者故川喜多砲兵大尉に関する統報」と題した報告を提出していた。その中では、川喜多と清国側の軍事当局者との人脈關係について、次のように記されている。

第一、清國人ニシテ故川喜多大尉ト關係ヲ有スルモノト認メラル、ハ外務部尚書袁世凱、清國陸軍各學堂督辦段祺瑞、保定陸軍大學校長⁽²³⁾張鴻逵、清國陸軍部軍學司長良弼、軍法司長丁士源、陸軍部許秉琦及同諮議官丁錦外韓國饒、

魏宗瀚、張連芬、陳久運、李炳之、毛繼成、李玉麟、張慶泰、劉鴻恩ノ各武官ナリ

一、袁世凱及段祺瑞ハ川喜多ヲ秘密ニ招聘シタル張本人ナラシト判断セラル⁽²³⁾（後略）

この史料を吟味すると、川喜多と清国陸軍側とのつながりの大体がわかる。特に「袁世凱及び段祺瑞は川喜多を秘密に招聘したる張本人」だと明らかに指摘されている。

それでは、以下に川喜多と袁・段などとの付き合いについて検討していきたい。次の史料は、一九〇八年（明治四一年）八月八日、清国公使館付武官青木宣純（一八五九〜一九二四）が參謀総長奥保鞏に宛てた電報である。そのなかで、次のように記されている。

此次調査ノ結果ニ總依レハ諸項學堂督辦段祺瑞ハ川喜多ノ帰朝ニ際シ特ニ書ヲ寄セテ其功勞ヲ賞シ且ツ夫妻ニ腆物ヲ贈リタルコトアリテ川喜多ハ今尚右段督辦ノ書状并其寫真ヲ金櫃底ニ秘藏シアリシカ如キ其解備帰朝ノ後依然頭髮ヲ貯ヘ（在京中撮影セル寫真ニヨリ之ヲ証ス）在京僅ニ數ヶ月再ヒ北清ノ地ニ來リテ直ニ此ル大膽不敵ノ秘密業務ニ従事シタル如キ以テ當時ニ於ル段祺瑞對川喜多間ノ關係ヲ察スルニ足ルヘク爾來掩京一年有余彼ハ常ニ段ノ採⁽²⁴⁾配ニ基キ此種ノ業務ニ談リタルモノナルコトハ別紙保定陸軍軍官學堂監督張鴻逵ノ書信ニ依リテ之ヲ證明シ得ヘク尚是等ニヨリテ事袁世凱一味輩下ノ事業ニ属シ貴胄學堂總辦馮國璋亦之レニ于與スルコトヲ察シ得タルノミナラス袁世凱自身モ亦サクモ既ニ其情ヲ知りツ、アリシコトヲ確知スルヲ得タリ⁽²⁴⁾

右の史料では、川喜多と袁世凱・段祺瑞（一八六五〜一九二六）・馮國璋（一八五九〜一九一九）など、すなわち当時清国陸軍の精銳部隊

である北洋陸軍の將領たちとの付き合ひの様子が明らかに示されている。

これまで引用した史料を見ればわかるように、日本側は川喜多事件に対して非常に敏感に反応していた。その理由の一つとしては、川喜多が日本の機密圖書を密かに清国側に渡したことがある。これらの機密圖書は一体どのようなものであったのか。前掲した清国公使館付武官青木が參謀総長奥に送った電報のなかでは、川喜多から押収された所持品について、次のように記されている。

押取所持品中軍機保護法違反ト認ムヘキ図書ハ別紙圖書目録第一ニ記載スル通ニシテ内軍制兵要地誌、隣邦兵備、國防計画、日露奉天戰史等ニ係ル川喜多自著講義録等ヲ檢スルニ殊更ニ我軍事ノ機密ヲ漏洩シタルノ形跡ナシト雖其原稿ハ主トシテ我陸軍大學校ノ講授筆記ニ準據セシモノ、如ク我軍事ノ秘密事項ニ係ルモノ尠ナカラス奉天戰史ノ如キハ全ク我戰鬪詳報ニ基キ編纂シタルモノニシテ本原本ハ不幸之ヲ發見セス其行李中別紙圖書目録第二ヲ發見セシコトヲ以テ見レハ其原本ハ既ニ全部清國人ノ手中ニ帰セシモノト想像セラル(後略)⁽²⁵⁾

つまり、川喜多は少なからぬ日本陸軍の機密圖書や、戰鬪詳報に基づいて編纂された日露戰史などを清国の軍事当局者に手渡したことが容易に推察できる。川喜多事件の發生は、果たしてその後の日清外交関係や軍事顧問・教官の招聘事業にどのような影響を与えたのか、引き続き考察を進めていきたい。

第二章 清国応聘將校制度に関する変容

第一節 川喜多事件の余波―日清の相互不信

日本・清国以外の第三者である欧米から、川喜多事件はどう見られたのであろうか。一九〇八年(明治四一年)九月一日、清国駐屯軍參謀磯部昌朔から、陸軍大臣官房副官立花小一郎(一八六一―一九二九)に宛てた「新聞翻譯第一五号」によると、当時清国に駐在していた欧米側の新聞紙には、川喜多事件について次のような内容の評論が掲載されていたことがわかる。

日本軍人ニ関スル論評(八月二八日エコードシヌ)

日本ハ優秀ナル國粹ニ汚點ヲ印シタリ全國ハ獨リ其腐敗セル軍人ヲ有スルニ止マラス最モ甚シキハ軍隊ノ將校中ニ賣國奴ヲ出セリ(中略)又最近ノ報道ニ由レハ北京ニ住居シタル休職砲兵大尉川喜多ナル者露國及ヒ支那將校ニ陸軍機密書類ヲ賣却シタルヲ以テ告發セラレ萬國公報ニモ拘ラス日本兵ノ手ニテ之ヲ逮捕シ其場ニテ殺シタリ如上記スル所ノ外尚ホ他ニ種々ノ事アルヘキハ好シ全國人ノ口ヨリ出サルモ吾人ノ証スル所トナス之レ日本軍隊ノ名譽ヲ傷クル者ト云フヘシ(後略)⁽²⁶⁾

つまり、欧米新聞紙はこの事件を日本陸軍の不祥事と見なしていたに違いない。

また、この事件の一方の当事者である清国側は、これをどのように受け止めていたのであろうか。前述した一九〇八年(明治四一年)八月八日に、清国公使館付武官青木宣純より參謀総長奥保鞏に宛てた電報のなかでは、この件について次のように記されている。

五、本事件ニ伴フ外交上ノ交渉并一般ノ風評

川喜多逮捕當時ノ概況ハ既ニ記述セルカ如ク我警察權ノ違法行使トシテ聊カ國際法違反ノ廉ナキニアラサルハ已ムヲ得サル所ニシ

テ清國外務部ハ之レニ関シ數日前我公使ニ抗議ヲ提出シ責任者ノ處罰ヲ要求シ来リシニ付我代理公使（阿部守太郎 筆者注）ハ一方公文ヲ以テ之レカ弁駁ヲ試ムルト共ニ別ニ裏面ヨリ外務部員ニ警告シ事ノ兩國軍事外交ニ関聯シ徒ラニ声ヲ大ニスルノ彼我國交ニ利アラサルコトヲ以テシ未タ其回答ニ接セサルモ本件ハ陸軍部側ニ於テモ既ニ是レカ揉消運動ニ着手シタル形跡アリ（後略）⁽²⁷⁾

すなわち、川喜多を逮捕しようとする際の、清国駐屯軍憲兵隊の警察権の「違法行使」に清国外務部は不快感を覚え、直ちに代理公使阿部に抗議を入れたのである。また、川喜多事件の直接関係者とも言うべき清国陸軍部は、これ以上両国の関係に差し支えを来さないためにも、既に事件を揉み消そうと動き始めたのである。

そして、清国側は川喜多事件に対する不快感に駆り立てられ、ついに報復措置を取ったのである。一九〇八年（明治四一年）九月一日、清国駐屯軍司令官中村愛三が、陸相寺内正毅に宛てた「清国駐屯軍報告第三五号」のなかで、次のように述べている。

一、清國應聘文武官ニ関スル件

今回清國學部（文部省に相当する機構 筆者注）ニ於テ應聘文武官ノ契約ニ付キ應聘規定ヲ設ケ從來區々ナル契約ノ下ニ雇用シタルヲ一齊ニ改正セントシツ、アリ而シテ我一、應聘武官ニ清曆八月八日附ヲ以テ保定段祺瑞ヨリ新ナル應聘契約規定ニ依リ更ニ繼續契約ス可キ旨申越セハト云フ該規定ニ依レハ從來ノ契約条件ニ多少ノ修正ヲ加ヘタルニ過キササルガ如シト雖モ其條文中一、住宅料ハ特ニ支給セス二、公務ニ基因シ病死傷シタル時ニハ二ヶ月乃至四ヶ月（從來ハ六ヶ月ナ□ト）ノ俸給ヲ特ニ支給スト改正セリ三、十五日以上欠勤ノ場合ニハ代人ヲ置キ教習ニ當ラシムルコト

□ニ此場合ニ於テハ俸給ヲ半減スルコト四、三ヶ月以上休業スル者ハ解雇スベシ等ノ改正要点アリテ以前ヨリ應聘中ノ者ニ對シテハ其待遇冷淡トナレルノミナラス聊カ輕侮シタル嫌アリ（中略）

兎ニ角川喜多事件以来陸軍學堂督辦段ノ處置ハ幾分カ我應聘武官ニ對シ報復的ニ出テツ、アルガ如ク觀察セラル又在保定ニ、三ノ我武官中ニハ暑中休暇中山西旅行ノ際測図ヲナシ且ツ素日清軍ノ秘密ヲ自國ニ通報スルノ廉ヲ以テ解備セント企テツ、アルノ風聞ヲ耳ニス⁽²⁸⁾

右に引用した史料のとおり、川喜多事件以後、清国側が日本人軍事顧問・教官に対して報復措置をとっていたことは明らかである。より具体的に言えば、まず第一に指摘しなければならないのは、軍事顧問・教官に対する待遇の改悪であり、そして次には軍事顧問・教官への規制強化である。

このように、軍事顧問・教官に対する待遇改悪・規制強化を行う一方、清国側は川喜多事件に鑑み、軍機保護のために法律を制定したのである。一九〇八年（明治四一年）一月三〇日、外務省政務局が編纂した「清国時報 第四六号」の中には、次のような一節がある。

(三) 軍事機密漏洩懲治章程（二月九日政治官報）

陸軍部ハ軍紀振肅ノ目的ヲ以テ軍事機密漏洩懲治章程、（中略）
陸軍監獄章程ヲ定メ九月二六日裁可ヲ得タリ今其中ノ軍事機密漏洩懲治章程ヲ左ニ譯載ス

第一條 此章程ハ軍事上ノ機密ヲ漏洩シタルモノヲ懲治スル為ニ設ケ全國水陸軍人民等ニ適用スルモノナリ凡ソ記載スル所ノ各條ニ違犯スルモノハ皆ナ此章程ニ照ラシテ處罰ス

ヘシ（中略）

第六條 職務上掌管或ハ承辦スル所ノ軍事秘密圖書文書等ヲ一人

以上ニ洩告シ或ハ交付スルモノハ罪情ノ輕重ニ依リ二十年以上ノ監禁刑ニ處ス他人ノ請托ヲ受ケ或ハ人ノ賄賂ヲ受クルモノハ戒嚴時及戰時ニ於テハ均シク死刑ヲ科ス其ノ受クル所ノ賄賂ハ官ニ没収ス⁽²⁹⁾(後略)

つまり、清国陸軍部は軍事機密漏洩に関する懲治章程を制定し、朝廷の裁可のもとで発布した。前掲した法令の発布は、川喜多事件の発生からわずか二ヶ月後のことであり、この事件を重く見た清国側は軍機保護の必要性を痛感し、適切な処置を取り始めたと言えよう。

次に、清国側の出方に対して、日本側が採った対応策についても考察していこう。川喜多事件一週間後の一九〇八年(明治四十一年)八月八日、清国公使館付武官青木がこの事件に鑑み、今後の取るべき対応策を勸案し、参謀総長奥に次のように報告している。

日常親日主義ヲ標榜スル良弼等一部留學生連ハ本件ノ發覺ニ関聯シ延イテ我當局及應聘武官等ノ感情ヲ害スヘキコトニ付聊カ憂慮シツ、アルヲ以テ本件ノ出来ハ偶マ以テ將來彼我軍事ノ連絡折衝ニ好影響ヲ来スコトアルヘク一方我應聘將校ヲシテ安ンシテ其業務ニ軼掌セシメンニハ將來其業務ノ執行ニ関シ特ニ我當局ヨリ詳細ナル訓示標準ヲ與ヘ且ツ其取締法ニ就キ更ニ一層ノ注意ヲ倍□セラレンコト希望ノ至リニ堪エス⁽³⁰⁾

右に引用した史料の後半部の、招聘軍事顧問・教官に「詳細なる訓示標準を与」えようという提案に込めるかのように、一九〇九年(明治四二年)四月、陸軍省軍務局長長岡外史(陸士旧二期、一八五八〜一九三三)が清国応聘將校及びそれに相当する者に対して、陸軍中央からの秘密漏洩防止に関する訓示を与える際、次のように述べている。

軍國ノ事秘密ヲ嚴守スヘキハ固ヨリ論ヲ俟タサル所ニシテ之カ漏洩ハ帝國陸軍ノ施設ニ至大ノ影響ヲ来スノミナラス延テ帝國ノ安危ニ關係ヲ及ホスコトナシトセス苟モ身ヲ軍籍ニ置ク者ハ其職務ト境遇ノ如何ニ拘ラス之カ漏洩防止ニツキ居常周到ナル注意ト嚴密ナル警戒ヲ為スヲ要ス殊ニ清國政府應聘者ハ四圍ノ狀況ニ於テ内地勤務者ト趣ヲ異ニシ其言動ハ些事片件ノ微ト雖直ニ他國人ヲシテ我陸軍ノ状態ヲ窺知セシムルノ好資料ヲ獲取セシムルモノナルカ故ニ應聘者タルモノハ互ニ相戒メ協同一致以テ秘密漏洩ノ豫防ニツキ特ニ一層ノ留意ヲ要ス然ルニ應聘者中學生教授ニ當リ細心ノ注意ヲ欠キタル為往々不知不識ノ間機密事項ヲ口外シ遂ニ外間ニ漏洩セラレタルモノアリト聞ク豈戒心スヘキコトニアラスヤ⁽³¹⁾要するに、陸軍中央は清国政府に招聘された軍事顧問・教官に対して、今後「互に相戒め協同一致を以て秘密漏洩の予防につき特に一層の留意を要す」と指示していたのである。

しかしながら、日清間における軍事機密の問題は、これで順調に解決するわけがなかった。例えば、先ほど引用した史料のなかで、軍務局長長岡が招聘顧問・教官に秘密漏洩防止の訓示を与える際、次のように述べている。

且近來我軍隊學校ニ留學セル清國學生ニシテ機密圖書ヲ窃取シ又ハ之ヲ謄写シタル者アリ是レ清國ノ我軍事機密ノ探究ニ力メツ、アルノ証左ニシテ日常清國人ノ間ニ伍シ執務セル應聘者ニ在リテハ此際一層ノ警戒ヲ要ス況ヤ一旦清國人ノ窺知シタル事項ハ直ニ他諸強國ノ間ニ傳播セラレ其影響スル所圖リ知ラレサルモノアルニ於テオヤ各官能ク如上ノ趣旨ヲ体シ事苟モ軍機ノ秘密ニ涉ルハシト認ムルモノハ自ラ之ヲ口外セサルハ勿論居常嚴密ナル注意ヲ

以テ其漏洩ヲ防止スルト共ニ同一地ニ服務セル准士官以下ヲ嚴ニ戒飭シ以テ遺憾ナカラシメムコトヲ期スヘシ

右内訓ス(後略)

右の史料の最初の部分には、「近来我軍隊学校に留学せる清国学生にして機密圖書を窃取し又は之を謄写したる者あり」とあるように、川喜多事件は日清両国の外交交渉上の攻防戦をも惹起していたようである。一例を挙げて見ておこう。次の史料は、一九〇九年(明治四二年)五月一七日、清国公使館付武官青木が参謀次長福島安正(一八五二〜一九一九)に宛てた電報である。

清國學生機密圖書窃盜事件ニ付陸軍部侍郎(陸軍次官 筆者注)

姚錫光昨日小官ヲ訪ヒ事情ヲ具シ特別寛大ナル處置ニ出テラレンコトヲ依頼シ出タルニ付小官ハ事法律上ノ問題ニ属シ如何トモスヘカラサルノ故ヲ以テ断然之ヲ拒絕セリ念ノ為メ報告ス又参考ノ為メ本件事情詳細至急御通報アリタシ⁽³³⁾

つまり、日本国内で発生した清国陸軍留學生の機密圖書窃盜事件に対し、清国の陸軍次官に当たる姚錫光は青木を訪ねて寛大な処置を求めていたが、法律上の問題を理由にして青木に断られてしまったのである。

その後、この清国陸軍留學生に対するわだかまりは、つい陸軍中央の清国將校留學生に関する教育方針にも影響を及ぼした。例えば、一九一一年(明治四四年)一月一九日、陸軍次官石本新六(一八五四〜一九二二)から教育總監部本部長本郷房太郎(陸士旧三期、一八六〇〜一九三一)への通牒案のなかで、次のように記されている。

次官ヨリ教育總監部本部長ヘ通牒案

陸軍砲工學校ニ入學ヲ許可セル清國將校學生ニ對シテハ軍機保護

上ノ要求ニ基キ別紙ノ要領ニ依リ教授相成度此段及通牒候也

(別紙) 陸軍砲工學校在学中ノ清國將校學生教授上秘密事項ニ関シ注意スヘキ件

第一 戰術

學生ニ教授シ差支ナキ軍事機密ハ左ノ範圍ニ止ルヲ要ス
普通兵種ノ行軍長徑、集合地幅員及常設團隊配置ニ依リ察知シ得ル部隊ノ編號合及編成

第二 砲工學校教程中秘密ニ附スヘキ事項

其一、砲兵學(九ヶ條、内容は略す 筆者注)

其二、工兵學

イ、築城學 ロ、交通學 ハ、土木學 (内容それぞれ略す 筆者注)⁽³⁴⁾

以上のように、陸軍砲工學校に与えた軍機保護上の指示、及び清國將校學生の教育における秘密事項の制限は、正に川喜多事件以後の、清国に対する日本側の不信感を浮彫にしていると言えよう。

次に、川喜多事件の後、清国応聘將校制度に変更の動きが見られることについて、検討していきたい。

第二節 応聘將校制度が志願制から派遣制への変容

既述したように、川喜多事件を契機にして、その後日清両国は軍事諜報を巡って様々なトラブルを惹起し、外交上において攻防戦を展開させた外、両国の応聘將校に関する政策の決定にも少なからぬ影響を及ぼした。清国側については、前にも触れたように、軍事顧問・教官への待遇改悪・規制強化がその著しい例である。

その一方、日本側については、まず注目しなければならないのは陸

軍中央が清国応聘將校制度を元來の志願制から派遣制に変更するといふ、人事慣行上の方針轉換である。史料の上からは、次に掲げるものがその一端が窺われる。一九一〇年（明治四三年）一月二六日、陸軍省軍務局（長、長岡外史）軍事課（長、田中義一、陸士旧八期、一八六四〜一九二九）が陸普第二七五号をもって、參謀本部の意見を求めべく移牒した内議案である。その内容は次のとおりである。

參謀總長へ御内議 按

從來陸軍武官ノ清国政府ニ應聘スルハ各人ノ志願ニ依リ 允裁ヲ經テ之ヲ許可シ其招聘ニ應スルコトト相成居候処將來ハ外国駐在員ノ例ニ準シ其人選ヲ慎重ニシ命令ヲ以テ之ヲ派遣スル必要アリト認メ候ニ付其準備トシテ豫メ各所管長官ヲシテ別紙要旨ニ依リ該候補者ヲ選定セシメ來二月盡日迄ニ候補名簿ニ考科表寫（下士ニ在リテハ考科表寫及兵籍寫）ヲ添へ當省へ呈出セシムルコトト致度及内議候也

追テ本文ノ通決定ノ上ハ貴部ニ於テモ候補者選定ノ上右期限内ニ移牒相成度□添候³⁵

以上の史料から、次のことが考えられる。陸軍省は、從來陸軍中央の清国応聘將校制度を、「志願に依り、允裁を経て之を許可す」という志願制から、「外国駐在員の例に準じ其の人選を慎重にし命令を以て之を派遣する」という派遣制に変更しようとしたのである。つまり、いよいよ日本側の応聘將校に関する人事慣行上の方針轉換も見られるようになったのである。

この陸軍省軍務局軍事課から移牒された内議案については、同年二月一六日、參謀總長奧保鞏は陸相寺内正毅に、

陸普第二七五號ヲ以テ將來清國政府ノ招聘ニ應スル陸軍武官ノ取

扱並該候補者選定ニ関シ内議ノ趣異存無之候也³⁶と回答し、賛意を表していた。

その後、前述した省部内議の結果に基づき、陸軍次官石本新六は二月二日に、陸普第六四七号をもって台湾總督佐久間左馬太（一八四四〜一九一五）、韓國駐劄軍司令官大久保春野（一八四六〜一九一五）、関東都督大島義昌（一八五〇〜一九二六）、各師団長、陸軍省内各局長（法務局を除く）、直轄官衛及び学校長、清国駐屯軍司令官阿部貞次郎（陸士旧五期）、東京衛戍總督川村景明（一八五〇〜一九二六）、教育總監部本部長本郷房太郎などに内牒案を發し、その中で「別紙要旨ニ依リ該候補者選定ノ上來三月尽日迄ニ候補名簿ニ考科表寫ヲ添へ大臣宛進達相成度（ただし、教育總監部本部長宛てのもののみは「進達」が「移牒」となっている 筆者注）³⁷とある。また、その選定の条件については、別紙要旨に次のように記されている。

清國政府應聘（紙上に應聘を派遣に変更 筆者注）武官候補者選定ノ要旨

- 一、候補者ハ身体強健、勤務精勵、操行高尚、學術優秀ノ者タルヲ要ス
- 二、候補者中砲、工兵科將校ハ砲工學校卒業者タルヲ要ス
- 三、候補者ノ選定ハ總テ現所屬ノ長官ニ於テ之ヲ為スモノトス但シ參謀ノ職ニ在ル者ハ參謀總長ニ於テ選定スルモノトス
- 四、所管長官ニ於テ拔擢進達スヘキ候補者ノ人員ハ左記範圍以内トス

佐官 各兵科ヲ通シ二名（參謀總長所管ニ在リテハ五名）
尉官 各兵科ヲ通シ二名（參謀總長所管ニ在リテハ七名）
經理部、衛生部、獸醫部上長官、士官 上長官、士官ヲ

通シ各部毎二一名

各兵科特務曹長、曹長ヲ通シ

一名

上等工長、一等工長

各兵科各工長ヲ通シ一名

上等看護長、一等看護長ヲ通シ

一名

上等計手、一等計手ヲ通シ

一名

樂長補、一等樂手ヲ通シ

一名

(後略)⁽³⁸⁾

この史料から見ると、清国に招聘される軍事顧問・教官の選抜要件としては、陸軍中央が国家の安全を確保するために、「學術優秀」よりも「操行高尚」のほうを重んじていたことがわかる。言うまでもなく、こうした陸軍中央が清国応聘將校の選抜に関して慎重を期するスタンスは、一年半くらい前の川喜多事件に鑑みたものに他ならない。

しかしながら、たとえ新たな選抜制度を立てたとしても、必ずしもその通りにうまく行くとは限らなかった。一例を挙げて考えてみよう。一九一〇年(明治四十三年)二月二十六日、第三師団參謀長西川虎次郎(陸士旧二期、一八六七〜一九四四)が陸軍省副官山田隆一(陸士旧一〇期、一八六八〜一九一九)に「清国政府應聘武官候補者二関スル件」という文書を提出し、次のように述べている。

今般陸普第六四七號ヲ以テ陸軍次官ヨリ清國政府ノ招聘ニ應スル者ノ候補者選定ノ義ニ付通牒相成候處右候補者中下士ニ在テハ服役ノ關係上志望者ニ非サレハ候補者ト定メ難シ從テ此際候補者選定上左件承知致度候間何分ノ御回示煩シ度

左記

一、現役中ノ候補者ト決定シタル者満期歸郷後ハ候補者ノ資格ヲ失フモノナルヤ將本人ノ志望ニ依リテハ依然某期間候補者タ

ルヘキモノナルヤ

二、豫後備役ノ者ニシテ平時官衙等ニ就職シアルモノハ候補者タルノ資格アリヤ

三、應聘期間ノ概定

四、應聘中ノ待遇(三十三年人往第五二六号ノ人事局長内牒ノ通リト承知シ可ナルヤ)⁽³⁹⁾

右のごとく、西川の意見によれば、「候補者中下士に在っては服役の關係上志望者に非ざれば候補者と定め難し」とあるように、この点こそが、新たな清国應聘將校の選抜制度が不調に終わった根本的な原因であった、といっても言い過ぎではなからう。

また、従来のものよりやや厳しい選抜条件も、制度の実行にマイナスに働いた要因の一つと言えよう。先ほど引用した西川の質問に対して、同年三月一〇日、山田は「副官ヨリ第三師団參謀長へ回答案」において、四つの問題にそれぞれ次のように答えている。

一、候補者ノ資格ヲ失フモノトス

二、候補者タルノ資格ナシ

三、場合ニ依リ一定セスト雖普通ノ場合ニ在リテハ概ネ二個年ノ豫定

四、概ネ内地在職者ト同様ノ待遇ヲ受ク但シ俸給以外ニ相當ノ報酬金ヲ受クルコトナル筈

(注意) 三十三年人往第五二六号人事局長内牒ハ外国政府應聘者内規ノ改正並明治三十八年八月送乙第六四七号通牒ニ依リ自然廢止トナリタルモノナリ⁽⁴⁰⁾

右に引用した山田の回答からすると、現役中の者が一度候補者となった場合、満期歸郷後に候補者の資格を失い、つまり本人の志望により

次の期間に再び候補者にはなれない、ということである。そのほか、予備役と後備役の身分を持つ者は、たとえ平時官衙等に勤めていても候補者としての資格がない。思うにこの新たな派遣制度は、清国応聘将校制度が発足して以来の人事慣行であった志願制度に比べると、甚しく異なっていたのである。川喜多事件から始まった、清国応聘将校に対する陸軍中央の不信感は、容易には払拭できるものではなかったと思われる。

このように、清国に派遣される軍事顧問・教官に関する新制度が定められたにもかかわらず、陸軍中央が派遣する清国招聘顧問・教官の人数は年を追って減る一方であった。次章ではその原因について検討していきたい。

第三章 日本人軍事顧問・教官招聘制度の衰微の原因

第一節 清政府内の親独派の台頭で衰微した教官招聘

既に述べたように、坂西利八郎が「團長」のような存在であった日本人軍事顧問団は、清国の直隸総督袁世凱に招聘され、北洋陸軍の創設に尽力していた。そして、日露戦争前後にこのような日清軍事提携は、一九〇五年（明治三八年）一〇月に行われた第一回対口野戦演習によって、そのピークに達していた。この日清親善の状況を、ドイツが不愉快に感じていたのである。なぜならば、李鴻章（一八二三～一九〇二）が直隸総督・北洋大臣の座に就いて以来主導した洋務運動の下で、ドイツは陸軍軍人ハンネッケン（Canstantin von Harnaken）を始め、多くの顧問・教官を派遣し長期に亘って清国の新式陸軍の訓練に携わってきたからである。前述した第一回対口野戦演習

が終わって約半年後の一九〇六年（明治三九年）四月、『東亜同文会報告』（第七七回）の中には、以下の興味深い記事が記されている。

獨帝ト清國陸軍

伯林發出洋大臣端方、戴鴻慈ヨリノ來電ニ曰ク、獨帝ニ謁見ノ時帝ハ口ヲ極メテ支那政府ハ練兵ヲ以テ國家ノ急務トナス可シト勸告セラレ兵ナケレバ國ノ獨立困難ナルハ勿論ナルモ練兵上一國固有ノ精神ヲ存スルコト必要ナレバ漫ニ他國ヲ崇拜スルヲ能事トナス可カラズトノ熱心面ニ現ハル、談話アリ乞フ此ノ辭ヲ兩宮（西太后と光緒帝 筆者注）ニ代奏アレト⁽⁴¹⁾

右のように、憲政考察のためにベルリンを訪れた清国两江總督端方（一八六一～一九一一）・礼部尚書（文相）戴鴻慈（一八五三～一九一〇）がドイツ皇帝ウイヘルム二世（Wilhelm II、在位一八八八～一九一八）に謁見した時、「漫に他國を崇拜するを能事となす可からず」と勸告されている。ここで皇帝が言う「他國」とは、言うまでもなく日本を指していたに違いない。つまり、清国における外国人軍事顧問・教官招聘の「市場」が日本に奪われつつあったドイツにとって、この日清間の軍事提携は甚だしく思わしくないことであつたろう。

こうした、再び清国に軍事顧問・教官を派遣しようとするドイツの思惑に呼応したのは、ドイツ留学の経歴の持ち主で、中国近代史上最初の士官学校である北洋武備学堂の総弁（⁽⁴²⁾ 学校長）、駐独公使（六年に及ぶ⁽⁴³⁾）などの要職を歴任した廢昌（一八五九～一九二八）であつた。⁽⁴⁴⁾ 一九〇六年（明治三九年）九月、清国陸軍の軍事改革は日本とドイツと、どちらの助力によって行うべきなのか、という問題について、親独派の廢昌と親日派の軍機大臣（宰相に相当するポスト）慶親王奕劻（一八三六～一九一六）との間で、次のような議論が行われていた。

日獨陸軍ニ關スル慶親王ノ意見

前駐獨公使ニシテ目下歸京中ナル廢昌(廢昌 筆者注)ハ現ニ練兵處大臣ヲ以テ擬セラレ居ル程ニシテ頗ル好評アルガ過日所要アリテ慶親王ヲ叩キ話次偶々清國陸軍ノ事ニ移ル廢昌ハ親王ニ對シ陸軍ハ目下獨逸ヲ以テ最精トスルガ故ニ清國ノ陸軍訓練モ獨逸將校ニ依リテ然ルベシト主張シタルニ親王ハ之ニ對ヘテ現今日本陸軍ノ精銳ハ實見ニ因ツテ之ヲ證明セラレ且ツ世界ノ公認スル所ト為レリ獨逸ノ陸軍ハ或ハ理ニ於テ精ナルベシト雖モ之ヲ實際ニ用ヒテ果シテ日軍ニ超越セル技術ヲ現ハシ得ルヤ否ヤハ疑問ナリ今清國ハ之ヲ理論ニ於テ雌雄ヲ決スルニ非ラズシテ實際ニ於テ列強ト比肩スベキ陸軍タラシメントスルモノナレバ日本ノ陸軍ニ倣フテ改良ヲ為スハ實ニ其ノ宜シキヲ得タルモノナリ且ツ日清兩國間ハ風俗、習慣等ニ於テモ大ナル差異ナケレバ軍隊ノ訓練ハ斷ジテ歐人ノ手ニ委ス可カラズ且ツ漫ニ西洋式ニノミ頼ルベカラズトテ痛ク廢ノ議論ヲ喝破シタル由ニテ廢ノ練兵處大臣ハ到底物ニ為ラザルベシトノ噂アリ⁽⁴⁵⁾

以上のように、清國陸軍の軍事改革に提携する国の選択について、慶親王突如は日本陸軍が実戦経験を持つこと、日清兩國が同文同種であることなどを理由に挙げ、廢昌の親独的意見を一蹴し、数年前に始まった日清軍事の提携を続けようとしたことがわかる。一九〇六年(明治三九年)九月、すなわち北洋陸軍は日本人軍事顧問・教官の参画下に行う第二回対口野戦演習の前月のことであり、清国政府における親独派の勢力はまだ親日派のそれと拮抗することができなかったようである。

ところが、清政府内の親独派を育成すべく、ドイツも動き始めた。

ドイツの裏面工作の第一歩として、まずは地方官である廢昌を中央政府に送り込もうとしたのである。翌年の一九〇七年(明治四〇年)六月二六日、『東亜同文会報告』(第九一回)の中の、「江北提督更迭」と題した記事に、

本月十五日ヲ以テ陸軍部右侍郎(陸軍次官 筆者注)代理ナリシ王士珍ハ江北提督(两江總督管下の地方官 筆者注)代理ヲ命ゼラレ江北提督廢昌ハ北京ニ呼戻サレ陸軍部右侍郎ニ復セリ右頃日來獨逸公使ノ勢力扶植運動ノ其効ヲ奏シタルモノナリトモ云フ⁽⁴⁶⁾とあるように、廢昌と王士珍(一八六一―一九三〇)との職位交替は、ドイツ駐清公使が行っていた親独勢力の扶植運動が収めた成果であったと推定される。

このように、ドイツは力尽くで廢昌を陸軍部右侍郎、すなわち陸軍次官に相当するポストに就かせたが、これにとどまらず、満洲にもその手を伸ばしていったのである。一九〇七年(明治四〇年)七月二九日、在奉天總領事萩原守一(一八六八―一九二二)が外務大臣董(一八五〇―一九一三)に宛てた電報の中では、奉天における日・獨兩國が軍事顧問の傭聘をめぐって対立する様子が次のように記されている。

(二四五) 趙(爾巽、奉天將軍 筆者注)將軍ハ曾テ独逸商人(カールウキツツ)ヲ経テ(クルツプ)砲八門ノ買入契約ヲ訂立シタルカ右砲ハ此程到着シタリ右ト同時ニ独逸士官三名ノ傭入契約成立シタリトノ風説アルニ付本日督撫ニ慥メタルニ之ニ對シ督撫ハ士官傭聘ノ件ハ全ク無根ニシテ東三省ノ守備兵ニ箇師團ハ袁總督ノ下ニ日本士官ノ教育ヲ受ケタル者ナルニ付今後ノ訓練モ亦日本士官ニ依頼セサル可カラス各般ノ交渉問題解決ノ後ハ日本士

官ノ備聘ニ関シ本官ノ助力ヲ求ムル筈ナリト答ヘタリ又督撫ハ東三省及蒙古方面ノ今後ノ内政及武備ニ関シテハ日本ト隔意ナキ提携ニ依リ始メテ遂行シ得可シトノ意見ヲ述ヘタル(後略)

右に引用した史料のとおり、奉天將軍趙爾巽(一八四四〜一九二七)はドイツからクルップ(Krupp)砲を購入したものの、東三省における陸軍部隊の訓練に関しては、依然として日本人軍事顧問・教官に協力を求めようとしたのである。当時の日清関係はまだそれほど悪くないと思われる。

しかし、既述したように、満洲問題を巡って日清間に生じつつあった齟齬は、従来親日的な立場にあった慶親王奕劻・袁世凱・陸軍部尚書(陸相)鉄良(一八六三〜一九三九)らを悉く転向させ、清国の外交政策にも少なからぬ影響を与えるようになってきたのである。

一九〇七年(明治四〇年)九月、直隸總督兼北洋大臣から軍機大臣兼外務部尚書(外相)に転任した袁世凱は、満洲に野望を抱いた日・口両国を牽制するため、積極的にドイツ・アメリカ両国への接近を図ろうとしたのである。この点について、一九〇八年(明治四一年)一月五日、清国駐屯軍司令官中村愛三は、陸相寺内正毅に宛てた「清国駐屯軍報告第三九号」のなかで、次のように述べている。

四、廕昌独逸公使トシテ派遣ノ件

陸軍部右待 郎廕昌ヲ独逸公使ニ簡派スル原因ハ慶親王ト袁世凱ガ能ク其任ニ堪ユル事ヲ力保シタルモノニシテ隨時同國ノ陸海軍事宜ヲ考查セシムルニ便ナラシメ且ツ今ヤ列強ノ多クハ同盟ヲ訂約シタルモノニ連ナラサルハ米、独ノ兩國ナルニ付キ同人ヲ独逸ニ派シテ独逸ニ親ムノ意ヲ表スルモノナリト(後略)

つまり、奕劻と袁は親独派の廕昌を駐独公使に起用し、清独間の軍事

提携におけるパイプ役を当たらせ、より親独的な政策を採るようになったのである。

以上のような、清独両国の接近を背景に、日本人軍事顧問・教官たちの任期が満了した後の後任人事に対して、ドイツは興味津々となっていたのである。例えば、一九〇九年(明治四二年)一月二六日、在杭州領事館事務代理の吉岡彦一が外相小村寿太郎(一八五五〜一九一〇)に、「當地ニ於ケル雇聘本邦武官ノ解雇并ニ更ニ本邦陸軍武官雇聘方清國官憲ニ勧誘ノ件」と題した報告を提出し、次のように述べている。

浙江武備學堂雇ノ本邦教習ハ從來當時歩兵少佐ナリシ齋藤季次郎、豫備砲兵少尉三宅縫造、工兵特務曹長松島良吉、砲兵特務曹長倉科喜三郎、歩兵特務曹長高木朝雄及同上月三郎ノ六名ナリシガ其中齋藤少佐ハ明治三十七年三月中命ニ依リ解約帰朝シ、倉科特務曹長ハ明治四十年一月末満期帰國シ、高木及上月特務曹長ハ明治四十年六月末武備學堂廢校ト共ニ解雇帰國セルモ三宅砲兵少尉及松島工兵特務曹長ノ兩人ハ其当時新設ノ砲工學堂ニ轉シ留任致居候處三宅少尉ハ同学堂ノ教務一切ヲ了シ少シク満期前ナルモ都合上本月二十日ヲ以テ帰國ノ途ニ上リ松島特務曹長ハ本年二月ヲ以テ満期帰國ノ筈ニ有之候間茲ニ當地ニ於テハ一人モ雇聘本邦武官ヲ見サル事ト相成申候(中略)前陳ノ如ク當地ニハ一人モ雇聘本邦武官ナキニ至リタルヲ以テ機敏ナル独逸國等ヨリ此機ニ乘シテ其國ノ武官ヲ雇聘セシムルノ運動ヲ開始スル哉モ不取ルニ付キ之レニ魁ケスルノ得策ナルヲ感シタルト當地ニ一人ノ本邦武官無之テハ帝國ニ取り種々不便不利ナルベキヲ鄙考致候条(後略)

右に引用した史料のとおり、浙江武備學堂では元來齋藤季次郎(一八

六七〇一九二三)を始め、総勢六人の日本人軍事教官を招聘していたが、色々な事情によって結局一人も残らずみんな解雇帰国となつてしまった。よつて吉岡は「機敏なる独逸国等より此機に乗じて其の国の武官を雇聘せしむるの運動を開始する哉」と危惧し、日本の国益の損失を憂つていたのである。

そして、顧問・教官の招聘上日本にとつては決して思わしくないことが遂に起こつてしまった。競争相手のドイツの勢力扶植運動が功を奏したのか、清政府内の親独派は全国陸軍の実権を握つたのである。一九一〇年(明治四十三年)八月、廢昌は鉄良の後を継いで、駐独公使から陸軍部尚書、つまり陸軍大臣に等しいポジションに転任した(人事命令は一二月五日付)。当時ベルリンにいた彼はロシア新聞通信員とのインタビューの中で、就任後の抱負について、

清國陸軍ノ改革ヲ斷行セント又清國四億ノ人民ヲシテ真ニ陸軍擴張、改革ノ必要ヲ悟ラシメムルニハ日本ガ強大ナル軍備ヲ擁シテ支那ヲ壓迫シツ、アル事實ヲ以テ覺醒セシムルニ如カスト(後略)

と述べていた。この廢昌の発言から見れば、軍事力が強大な日本こそ清国にとつて警戒すべき存在になつていたと思われる。この虎視眈々な隣国との軍事提携は、すでに継続するわけにはいかなかったのである。それゆゑ、廢昌の陸軍部尚書就任に伴い、日本人軍事顧問・教官の招聘に関する方針転換は、もはや必至のことになつたのである。

こうした中、日本人軍事顧問・教官の招聘に関する清国側の路線転換の、具体的な事例が起つてしまつた。一九一一年(明治四十四年)八月、『東亜同文会支那調査報告書』(第二卷第一六号)の中で、この点について次のように記されている。

獨逸武官備聘

陸軍部は軍官學堂(北京の陸軍大学の前身 筆者注)、軍兵學堂馬兵學堂を保定に新設し獨逸武官を備聘し今秋より開校すべき計畫なりしが愈前北京駐屯隊長歩兵少佐「ジンケルマン」氏を始め工兵大尉「トボヘル」歩兵大尉「ブライセル」等の獨逸將校三名を招聘するに至れり現陸軍大臣廢昌が従来執り來れる日本陸軍の範に倣ふの方針を改めて全然獨逸式たらしむ可しとは就任以來窺測されたる所なりしが此次愈々獨逸信賴の態度を明かにし來れる者なり、因に従来備聘せられ居たる我陸軍將校多數は契約期限満了と共に解約歸国したり⁽⁵³⁾

右の史料のように、直隸省の保定に新たに設立された三つの軍事学校の教官招聘について、陸軍部尚書廢昌は日本の將校の代わりに、北京駐在ドイツ公使館守備隊前隊長を始め、ドイツ陸軍將校三名を招聘したのである。一方、従来備聘されていた日本人軍事教官に関しては、契約期限の満了とともに解約帰国となつてしまつたのである。つまり、明治末年に、約一四年間に亘る日本の清国応聘將校制度は、陸軍大臣に転任した廢昌が主導していた外国人軍事顧問・教官の招聘に関する政策転換によつて、少なからぬ打撃を受けたに違いない。

一方、廢昌の方針転換に対して、日本側、特に陸軍中央はどのように対応していたのであろうか。一九一〇年(明治四十三年)一二月、つまり廢昌が正式に陸軍部尚書に就任した頃、陸相寺内正毅は「対清策案」のなかで、次のように述べている。

我国ノ清國ニ対スル軍事上ノ關係ニシテ其懸案中ニ屬スルハ、応募將校ノ契約、待遇ノ改善等ニシテ、未タ其解決ヲ見ルニ至ラスト雖、清國目下ノ情勢ハ、其内政ノ紛擾ト日露協約、日韓合併等

ノ為メ痛ク彼レノ神經ヲ過敏ナラシメタル傾向アルヲ以テ、我ハ暫ク已ムヲ得サル事件ノ外ハ自然ノ成リ行キヲ傍觀シ、若シ彼レヨリ依頼若クハ協定ヲ希望シ来ルアラハ、好意ヲ以テ之ヲ迎フルト云フコトニ方針ヲ定ムルハ、最モ時宜ニ適シタル処置ナリト信ス。即チ従前ノ如ク我士官学校ニ於テ清国將校生徒ノ教育ヲ繼續シ、又近年多数ノ清国將校ヲ特ニ我陸軍実施諸学校ニ入学ヲ許シタルカ如キハ、實ニ此主旨ヲ現実ナラシメタルモノナリ。⁽⁵⁴⁾

右の史料のとおり、日清関係上の課題として、寺内は「応聘將校の契約、待遇の改善等」を挙げていた。そして、これらの問題は未解決のままであるにもかかわらず、さらに第二回日露協約（一九一〇年七月四日調印）、韓国併合条約（一九一〇年八月二日調印）が相次いだため、これ以上清国の神経を尖らせないためにも、寺内は、今までの士官学校での清国將校生徒の教育を継続し、多くの清国將校を日本の陸軍諸軍事学校に入学させよう、という判断を下した。

しかし、既述したように、一九一一年（明治四四年）八月、保定の三つの新軍事学校は三名のドイツ人軍事教官を招聘したため、従来招聘されていた日本人軍事教官は相次いで契約期限の満了と共に解約帰国となつてしまった。このような情勢に鑑み、陸軍省も報復措置を採ろうとしたのである。当時参謀本部第二（情報）部長を担当していた宇都宮太郎（一八六一―一九二二）は、一九一一年（明治四四年）九月六日の日記のなかで、次のように書いている。

午前、応聘武官、清国留学生処理に関する陸軍省の意見に対し、余の意見（到底清国は根本的料理を要する国柄故、多少の無礼や背恩の行為などは不問に付し、時機の到るまでは現状の儘に放置するを利とす）を陸軍省岡（市之助 筆者注）次官に申込みしも、

意見一致に至らずして別る。⁽⁵⁵⁾

つまり、応聘武官、清国留学生の処置という問題を巡つて、陸軍次官の岡市之助が強硬な意見を主張していたのに対し、参本第二部長の宇都宮太郎は清国の無礼や背恩などの行為をよそに、現状維持の方がまだましであると訴えていたのである。

ところで、陸軍省が主張した強硬な意見は、一体どのような内容のものであろうか。宇都宮は同年九月二二日の日記のなかで、次のように記している。

応聘武官、留学生問題（清国に之を拒絶せんと議）陸軍省（寺内）より提議、余は之を拒ぎたり。大島（健一、参謀本部総務部長 筆者注）等までが陸軍省の意を迎へ形勢危きも、次長（福島安正 筆者注）も勿論余に同感、何んとかまとまるべし。⁽⁵⁶⁾

右のように、陸軍省は日本人軍事顧問・教官の解雇帰国に対する報復措置として、清国からやってくる陸軍留学生の入学を拒否することを考えたのである。参本総務部長大島健一（一八五八―一九四七）は陸軍省の意見に賛成していたが、次長福島安正は宇都宮の考えに同調していた。省部の歩調はなかなか揃わなかったのである。

次に日本人軍事顧問・教官の招聘制度が衰えた理由について、ドイツの介入という外部からの影響のほか、清国自身の政策変更という内部の要因についても考察していきたい。

第二節 清国の経費節約と官制改革により解雇された軍事教官

明治末年に日本の清国応聘將校制度の不調については、第一に指摘しなければならぬ原因は、前にも述べたように、日本側がこの制度の人事慣行を志願制から派遣制へと変更したことにある。第二の原因

は、清国における外国人軍事顧問・教官を招聘する「市場」を、日本の掌中から奪回しようとしたドイツの動向にある。そして第三の原因は、清国自身の内政の状況にある。つまり、清国政府が推し進めてきた経費節約、自力更生ないし官制改革の影響で、日本人軍事顧問・教官の雇用需要枠も減りつつあったのである。例えば、一九〇八年（明治四一年）七月二十九日、清国駐屯軍参謀磯部昌朔より、陸軍省副官立花小一郎に宛てられた「新聞翻訳第一号」のなかで、清国陸軍部が従来陸軍小学堂（日本の陸軍地方幼年学校に相当するもの）⁽⁵⁷⁾に招聘されている外国人教官を漸次解雇しようとする計画については、次のように記されている。

陸軍小学堂ニハ外國ノ教師ヲ聘用セザルノ議アリ

陸軍部ニテハ各省ニ陸軍小學ヲ開設シタルニ付常ニ多クノ外國教師ヲ聘用シ居タルガ今回経費節約ノ為メ之ヲ制限セントスルノ方針ニテ今回各省ニ令達シタルニハ従来各學堂ニテ聘用シ来リタル外國教師ニシテ契約満期トナリタル場合ニハ総テ辭退スベシ又未ダ外國人ヲ聘セザル學堂ニテハ爾後外國人ヲ聘用スルコトヲ許サズ各科教員トシテ悉ク陸軍師範學堂卒業生ヲ以テ之ニ充テルヘシトノ云々アリタリト⁽⁵⁸⁾

つまり、経費節約という考慮のみならず、自力更生という視点からも、各省の陸軍小学堂の教師を、本国の陸軍師範學堂の卒業生から選んで登用するようになったのである。このため、従来招聘されてきた外国人教官、特にその割合の大半を占めていた日本人軍事教官の数は、当然削減される一方であった。前掲した陸軍側の史料だけでなく、一九〇八年（明治四一年）八月三十一日、外務省政務局が作成した「清国時報 第四三号」のなかにも、教官の招聘において清国が自力更生しよ

うとしていたことが記されている。⁽⁵⁹⁾

こうして、清国側が採っていた自力更生の方針について、日本側はどう見て、そしてどのような評価を与えていたのであるか。一九一〇年（明治四三年）九月一四日、宇都宮太郎は日記のなかで次のように書いている。

清国応聘期満帰朝の歩兵少佐亀井甲子蔵、憲兵中佐海津政徳前後
来米衛。何れも初対面なるが、多年清国に在て能く其事情に通ず。
清国軍人は今や漸く自己惚心生じて外国教官を要せずと為し、日
本将校を謝して自ら経営せんとするの勢を生じ来りし際、日露協
約に次ぐに韓国の合併を以てし、我に対する一種の恐怖心激増、
益々日本将校解聘の勢を催進せり。然れども其實際の力量は未
だ仲々独營の域に達しあらざることとは彼地より帰来する者の齊し
く称道する所なり。⁽⁶⁰⁾

右に引用した史料から見ると、経費節約のほか、日本に対する警戒心がより一層強まってきたことも、清国側が自力更生という方針に切り替えた理由の一つに数えられよう。そして、日本人軍事教官を解雇し、自国の陸軍師範學堂の卒業生を起用することなどについて、解雇されて帰国した日本の元応聘将校たちは、口を揃えて「その実際の力量は未だ仲々独營の域に達しあらざること」と悪評していた。

一方、清国の官制改革によって、軍事学校の閉鎖に伴い解雇されてしまった日本人軍事教官もいたようである。一例を挙げてみると、一九〇九年（明治四二年）三月一七日、在蘇州領事館事務代理大賀亀吉から、外務大臣小村寿太郎に提出した報告のなかに、

蘇州陸軍速成學堂備聘總教習樗木陸軍少佐解備ノ件

今般清國政府ニ於テハ直隸省保定江蘇省南京湖北省武漢陝西省々

城ノ四ヶ所ニ陸軍中学堂ヲ設ケ全國ノ陸軍学生ヲ之レニ收容スル
コトニ決定シ本年ヨリ実施ノ筈ニテ当地陸軍速成学堂モ之レカ為
メ現学生ノ畢業ヲ待ツテ閉校スル由ヲク依テ同学堂ハ是迄備聘シ
居リタル総教習陸軍歩兵少佐樗木耕一ヲ本月六日契約満期ニテ解
雇セリ
右及報告候也⁶¹⁾

とあるように、南京陸軍中学堂（日本の陸軍中央幼年学校に相当するもの）の開設予定に伴って、蘇州陸軍速成学堂は閉校することが決まった。よって総教習である樗木耕一は解雇帰国せざるを得なかった。以上のような、官制改革による日本人軍事顧問・教官の解雇は、江南の蘇州ばかりでなく、奉天においてもその事例があったようである。一九〇九年（明治四二年）二月一八日、在奉天総領事小池張造（一八七三〜一九二二）は、外相小村に提出した報告のなかで、次のように記している。

奉天清國官憲雇聘者堀米陸軍歩兵少佐帰朝ノ件

奉天第二混成旅団巡防營（新式陸軍が成立する前に既存していた清國の旧式陸軍部隊 筆者注）教習陸軍歩兵少佐堀米代三郎ハ去ル三十九年一月二十日ヨリ向フ満四ヶ年間ノ契約ヲ以テ當地ニ駐在致居候處今般清國官制改革ノ為メ解聘スルコト、相成リ同人ハ去ル本月九日當地出發帰朝致候間此段及報告候 敬具⁶²⁾

つまり、一九〇七年（明治四〇年）七月、清国陸軍部は全国に三六鎮（師団）の新式陸軍を、年限付きで各省に配分することになり、これに伴い巡防營という旧式陸軍部隊を廃止することも決まった。したがって、それまで奉天第二混成旅団巡防營の教官をしていた堀米代三郎は、解雇帰国を余儀なくされたのであった。

おわりに

本稿では、明治末期（一九〇七〜一九一一年）における清国応聘将校制度に焦点を当て、こうした制度に不調をもたらす遠因と契機、及び三つの近因について検討を加えてきた。まずはその遠因、つまり満洲問題を巡る暗雲漂う日清外交の情勢に触れ、そしてその契機、すなわち川喜多事件の経緯を明らかにしてきた。次に、日本側にあった一つの近因、つまり上述した遠因と契機を背景に、日本の陸軍中枢部が従来の清国応聘将校制度とその方針を変更し、志願制から派遣制へと移行するという人事慣行の変容について究明してきた。最後に、日本側のみならず、第三国ないし清国自身にあった二つの近因についても考察してきた。第三国については、清国における外国人軍事顧問・教官の「市場」を日本の掌中から奪回するため、ドイツが清政府内の親独派を扶植し、清国の招聘政策を転向させていたのである。清国自身については、清国政府が推し進めてきた経費節約、自力更生、官制改革などの一連の措置によって、日本人軍事顧問・教官の雇用需要枠が減ってしまったのである。

日露戦争前後の約五、六年間、つまり一九〇二年（明治三五年）から一九〇七年（明治四〇年）にかけては、確かに日清間の軍事提携と友好関係がピークに達していた。しかし、その後両国関係は次第に悪化する一方であった。何故かという点、日露戦後の満洲問題を巡って、日清両国の間にしばしば外交上の齟齬が生じていたからである。

一九〇八年（明治四一年）八月に発生した川喜多事件は、後に軍機保護・諜報工作における日清両国の攻防戦を惹起してきた。清国応聘

將校制度の変容に対しても、この事件は少なからぬ影響を与えていたのである。つまり、事件発生してからわずか約一年半の一九一〇年（明治四三年）一月、陸軍中央は思い切って清国に招聘される軍事顧問・教官の選抜を、元来の志願制から派遣制へと変更することにした。こうした人事慣行の変容は、国家安全のため、清国に招聘される軍事顧問・教官の人事権をより一層コントロールしようとする、陸軍中央の思惑に基づいたものであるに違いない。

新しい選抜要件によると、現役中に候補者となった者は、満期歸国と共に候補者の資格を失い、本人の志望に依り二度と候補者になることが出来なくなった。また、新規定に従えば、予備役と後備役の身分を持つている者は、平時官衙などに勤めているにもかかわらず、候補者になる資格もなかった。それゆえ、この新たな清国応聘將校の派遣制度は、従来の志願制度に比べると、かなり制限が設けられてしまったのである。

つまるところ、清国応聘將校制度というものは、一八九八〜一九〇七年（明治三一〜同四〇年）の間は、日本政府の「国是」と位置づけられ、志願者が後を絶たずいたが、一九一〇年（明治四三年）以降、陸軍中央の消極的な措置により、志願制から諸般の条件付きの派遣制に変更された。このように、応聘將校に対して一抹の不信の念を抱いていた陸軍中央は、やはり未だ完全に川喜多事件の後遺症から回復していなかったと言えよう。

一方、日清間の緊密な軍事提携は、洋務運動以来長い間清国に軍事顧問・教官を招聘されていたドイツにとっては、決して思わしいことではなかった。そしてドイツは、清国の教官招聘の「市場」を日本の掌中から取り戻そうと動き始めた。具体的なやり方としては、清政府

内の親独派の代表である蔭昌を通して、勢力扶植運動に乗り出していた。

一九一〇年（明治四三年）八月、蔭昌は陸軍部尚書（陸軍大臣）に就任し、そして清国における外国人軍事顧問・教官の招聘の方針を変更した。つまり、招聘対象者は日本人軍事教官からドイツ人軍事教官へと切り替えられたのである。これをきっかけに、一八九八年（明治三十一年）より湖北省をはじめとする直隸省が盛んに行ってきた、約一四年間に及ぶ清国全土に亘る日本人軍事顧問・教官の招聘は、あえなく終止符を打たれてしまった。こうしたドイツによる影響のほか、清国自身の自力更生という方針を始め、経費節約、官制改革などの一連の内政措置も、日本人軍事顧問・教官が減少しつつあった一因である。さらに言えば、上述してきたような、明治末期における清国応聘將校制度の衰微は、一九一五年（大正四年）一月の対華二一カ条の中の、いくつかの要求との間に明らかに因果関係が存在していると思われる。つまり、あの波瀾を巻き起こした二一カ条要求の中の、第二号第六条と第五号第一項において、日本側が中国側に突き付けていた軍事顧問・教官備聘に関する要求には、正しく川喜多事件以後の、①清国側が日本人教官に対して行った待遇改悪・規制強化、②日本側が志願制を派遣制に変更したことによってもたらされた制度の不調、③蔭昌が日本人教官を解雇してドイツ人教官を招聘したこと、④清国の自力更生方針によって招聘員数が減っていったこと、以上四つの出来事によって低迷不振になりつつあった軍事顧問・教官の招聘制度を是正しようとした意図があったのである。

注

- (1) この一件については、李廷江「日本軍事顧問と張之洞——一八九八〜一九〇七」(『アジア研究所紀要』第二九号(垂細亜大学アジア研究所、二〇〇三年)所収)を参照。
- (2) なおこの一件には、山根幸夫「袁世凱と日本人たち——坂西利八郎を中心として——」(『社会科学討究』第八八号、一九八五年)参照。
- (3) 波多野善大『中国近代軍閥の研究』(河出書房新社、一九七三年)一一〇頁。
- (4) 大山梓編『山縣有朋意見書』(原書房、一九六六年)三〇五頁。
- (5) 日露戦後の日中関係に関する古典的な研究としては、北岡伸一『日本陸軍と大陸政策 一九〇六〜一九一八年』(東京大学出版会、一九七八年)、寺本康俊『日露戦争以後の日本外交——パワー・ポリティクスの中の満韓問題——』(信山社、一九九九年)、馬場明『日露戦争後の満洲問題』(原書房、二〇〇三年)などがある。また、台湾方面の研究においては、林明德「日俄戦争後日本勢力在東北的擴張」(『中央研究院近代史研究所集刊』第二期(中央研究院近代史研究所、一九九二年)所収)が挙げられる。
- (6) 外務省編『日本外交年表並主要文書 上巻』(財団法人日本国際連合協会、一九五五年)三八三頁。
- (7) 同右、三八四頁。
- (8) 山本四郎編『坂西利八郎書翰・報告集』(刀水書房、一九八九年)二八四頁。
- (9) 「密受第一六八号 清国駐屯軍 東三省経営に關し徐世昌と袁世凱との商議の報告の件」、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.

C 03022871000 (第二、三画像目)、密大日記 明治四〇年五月一

二日(防衛庁防衛研究所)。

- (10) 同右、第三〜四画像目。
- (11) 「密受第八〇号 東京砲兵工廠 南部少佐 南清視察報告申達の件」、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C 03022862100 (第一七〜一九画像目)、密大日記 明治四〇年三月二八日(防衛庁防衛研究所)。
- (12) 「密受第一九八号 参謀本部 清国駐屯軍司令官へ訓令の件」、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C 03022872400 (第三、四画像目)、密大日記 明治四〇年六月六日(防衛庁防衛研究所)。
- (13) 「密受第三二二号 清国駐屯軍 清国駐屯軍に於て実施する測図作業に關する件」、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C 03022969700 (第四〜五画像目)、密大日記 明治四二年(防衛庁防衛研究所)。
- (14) 同右、第五〜六画像目。
- (15) 稲葉正夫監修・上法快男編『陸軍大学校』(芙蓉書房、一九七三年)附録第七「陸軍大学校卒業生名簿」(昭和二二年一〇月一日調)。
- (16) 東亜同文会編『続対支回顧録』下巻(原書房、一九七三)八〇四頁。
- (17) 「第一一号 清国駐屯軍 川喜多大治郎逮捕に關する件」、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C 03022952400 (第一九八画像目)、密大日記 明治四二年(同四一年作成、防衛庁防衛研究所)。
- (18) 同右、第一七〜一九画像目。
- (19) 同右、第五三〜五五画像目。

- (20) 同右、第一三五～一三七画像目。
- (21) 同右、第三四画像目。
- (22) 同右、第三六～三七画像目。
- (23) 同右、第一四五～一四六画像目。
- (24) 同右、第三二四画像目。
- (25) 同右、第三二二～三二三画像目。
- (26) 「密受第四六三号 清国駐屯軍 第一五号新聞翻訳送付の件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022936400 (第三九、四〇画像目)、密大日記 明治四一年九月一四日 (防衛庁防衛研究所)。
- (27) 前掲「第一一号 清国駐屯軍 川喜多大治郎逮捕に関する件」、第三二八～三二九画像目。
- (28) 「密受第四六四号 清国駐屯軍 第三五号駐屯軍報告提出の件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022936600 (第三、四画像目)、密大日記 明治四一年九月一五日 (防衛庁防衛研究所)。
- (29) 「清国時報 第四六号／第五軍事」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefB02130210900 (第二、三画像目)、清国時報 第四一号～第五〇号 (調書) (外務省外交史料館)。
- (30) 前掲「第一一号 清国駐屯軍 川喜多大治郎逮捕に関する件」、第三二八画像目。
- (31) 「密受第一八七号 軍務局 秘密漏洩防止に関し清国応募将校等へ訓示の件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022955800 (第二、三画像目)、密大日記 明治四二年四月二二日 (防衛庁防衛研究所)。
- (32) 同右、第三、四画像目。
- (33) 「密受第二二三号 軍事課 清国学生機密図書窃盗に関する件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022956100 (第三画像目)、密大日記 明治四二年五月一八日 (防衛庁防衛研究所)。
- (34) 「密受第四四号 清国将校學生ニ教授スヘキ事項ニ関スル件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03023033100 (第二～五画像目)、密大日記 明治四四年 (防衛庁防衛研究所)。
- (35) 「貳第一三三二号 清国政府應聘者候補選定方ノ件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03010004600 (第三画像目)、大日記甲輯 大正二年 (明治四三年一月二六日作成、防衛庁防衛研究所)。
- (36) 同右、第一六画像目。
- (37) 同右、第四～五画像目。
- (38) 同右、第六～七画像目。なお、服部雅徳編『陸軍省大日記史料集 (大正篇)』第六卷 (東洋書林、一九九七年) 一八頁にも収められている。
- (39) 同右、第一四～一五画像目、大日記甲輯 大正二年 (明治四三年二月二二日作成、防衛庁防衛研究所)。また、前掲『陸軍省大日記史料集 (大正篇)』第六卷、二〇頁にも収録されている。
- (40) 同右、第二二～二三画像目。前掲『陸軍省大日記史料集 (大正篇)』第六卷、一九頁にも収められている。
- (41) 東亜同文会編『東亜同文会報告』(第七七回、一九〇六年四月二六日) 一二頁。
- (42) 北洋武備学堂は清仏戦争後まもなく李鴻章が天津に設立した士官学校であった。徐永昌『徐永昌將軍求己翁回憶録』(伝記文学

出版社、一九八九年）二四三頁。

- (43) 前掲『東亜同文会報告』（第八七回、一九〇七年二月二六日）三二頁。

- (44) 東亜同文会調査編纂部編『東亜同文会支那調査報告書』（第一巻第四号、一九一〇年八月一五日）四四頁。

- (45) 前掲『東亜同文会報告』（第八二回、一九〇六年九月二六日）三九頁。

- (46) 前掲『東亜同文会報告』（第九一回、一九〇七年六月二六日）四九頁。

- (47) 「密受第二八二号 関東都督府 東三省、本邦士官備聘の件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022878900 (第三～四画像目)、密大日記 明治四〇年 (防衛庁防衛研究所)。

- (48) 鉄良は満洲貴族の出身で、清国陸軍留学生として日本陸軍士官学校第一期歩兵科卒業。東亜同文会調査編纂部「日本陸軍士官学校卒業支那留学生表」(『支那年鑑』第四回、一九二〇年) 七〇六頁。

- (49) 渡辺龍策『近代日中政治交渉史』（雄山閣、一九七八年）一〇〇～一〇一頁。

- (50) 「密受第四九二号 清国駐屯軍 第三九号駐屯軍報告提出の件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022937000 (第七画像目)、密大日記 明治四一年一〇月五日 (防衛庁防衛研究所)。

- (51) 「清國兵制改革一件」、『外務省記録』明治三五年一〇月～明治四二年一二月 (外務省外交史料館所蔵、『外務省記録』五門一類一項一四号) 請求記号：《五—一—一—一四》(第二巻、一〇二二～一〇二四頁)。なお、「密受第六三三号 外務省 浙江省に於ける

應聘本邦武官に関する件」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022947100 (第四～七画像目)、密大日記 明治四二年二月一五日 (防衛庁防衛研究所) にも収められている。

- (52) 前掲『東亜同文会支那調査報告書』（第一巻第四号、一九一〇年八月一五日）四五頁。

- (53) 前掲『東亜同文会支那調査報告書』（第二巻第二六号、一九一一年八月二〇日）三七頁。

- (54) 山本四郎編『寺内正毅関係文書 首相以前』（京都女子大学、一九八四年）五九八頁。

- (55) 宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策 陸軍大將宇都宮太郎日記 一』（岩波書店、二〇〇七年）四七一～四七二頁。

- (56) 同右、四七六頁。

- (57) 清国駐屯軍司令部編『北京誌』（一九〇八年一二月三〇日発行）二五五頁。遼寧省档案館（瀋陽）蔵。請求記号：《日文資料—史地—八七》。

- (58) 「密受第三七九号 清国駐屯軍 第一一号新聞翻訳の件」JACAR (アジア歴史資料センター) RefC 03022928200 (第七画像目)、密大日記 明治四一年七月二九日 (防衛庁防衛研究所)。

- (59) 「清国時報 第四三三号/第五 軍事」、JACAR (アジア歴史資料センター) RefB 02130207600 (第一画像目)、清国時報 第四一五号/第五〇号 (調書) (外務省外交史料館)。

- (60) 前掲『日本陸軍とアジア政策 陸軍大將宇都宮太郎日記 一』三七〇頁。

- (61) 前掲『清國兵制改革一件』第二巻、一〇三〇～一〇三二頁。

(62) 同右、一〇三七～一〇三八頁。

(63) 「全国陸軍三六鎮」(光緒三十三年七月二十六日)。中国第一歴史档案館(北京)蔵。請求記号：《清朝陸軍部(兵部)档案—一五〇四—三七九》。